

## 第25回山形家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成28年7月6日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

### 第2 場所

山形家庭裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員） 荒井由美子，尾原克子，神谷雄一郎，三瓶典子，高橋一実，新田公夫，林正彦（委員長），半田稔，吉岡あゆみ

（敬称略，五十音順）

（列席職員） 黒坂事務局長，清水首席家庭裁判所調査官，藤原首席書記官，明珍次席家庭裁判所調査官，佐藤訟廷管理官，一郷総務課課長補佐

（庶務） 岩田総務課長，横山庶務係長

### 第4 議事

#### 1 新任委員挨拶（尾原委員）

#### 2 議題「家庭裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応について」

(1) 議題選定及び法律の目的についての説明，援助の内容の説明（吉岡委員）

(2) 監督，相談態勢，研修・啓発についての説明（一郷総務課課長補佐）

(3) 意見交換

別紙のとおり

#### 3 次回の予定等

(1) 開催日時

平成29年1月25日（水）午後1時30分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(○委員, ●説明者(列席職員))

- 代理人や付添者が必要な当事者について、公平性及び障害への配慮の観点から注意すべきと考えられることはあるか。
- 障害を持っている当事者が一人で手続をするのに難儀している場合は、付添者に手伝ってもらう方法があることや、法的な主張や証拠の整理を自分でできない場合は、代理人に委任する方法があることを説明することがある。どちらも手続上必須ではないので、無理強いすることはない。
- 裁判所の本庁と支部、都市部の裁判所と地方の裁判所で、障害のある方に対する対応に差異が生じることがあるのかを知りたい。
- 裁判所の支部や出張所は、本庁と比べて職員数が少ないが、できる限りの準備をしておくことで対応に差異が生じないように努めている。
- 当機関でも、障害のある方への配慮について、職員の研修を行っているが、部門によって全く異なる業務をしているため、対応方法も一様ではなく、工夫が必要だと考えている。
- 裁判所で手続を申し立てた障害のある方の数を知ることはできるのか。
- 裁判所では手続を申し立てた障害のある方の数は把握しておりません。
- 車椅子を介助者に押してもらう場合と異なり、車椅子を使用する障害のある方が一人で来庁した場合は、出入口等の段差を乗り越えるのに難儀する場所があるが、その対応はどのようにしているのかを知りたい。
- 当庁の本館北側玄関及び別館正面玄関には、インターホンを設置している。インターホンで職員を呼び出していただければ、職員が障害のある方の介助を行っている。
- 当事者が精神的な障害を持っている場合、言い分が事実に基づくのか否を見極めることが難しいときもあると思うので、付添者に話を聞くことが

有益な場合があるのではないか。

- 当事者が精神的な障害や知的な障害を持っている場合は、障害の程度をすぐに把握できないことがあるので、配慮に工夫が必要だと思う。
- 弁護士としては、弁護士法1条において権利を擁護する責務を負っているので、今後も障害のある方を含め、人権の擁護に努めていく。
- 家庭裁判所は、比較的高齢な方も多く利用しているため、高齢から生じる障害についても適切に配慮する必要があると思う。また、精神的な障害を持っている方の場合、代理人に委任せずに自分で手続を行う方も多いが、どのように配慮するかは今後も検討が必要であると考えている。

以 上